

文化芸術への助成に係る新たな仕組み（試行的導入）

－ 演劇分野、伝統芸能・大衆芸能分野の取組 －

文化庁から交付される補助金により日本芸術文化振興会が実施するトップレベルの舞台芸術創造事業のうち、「音楽分野」及び「舞踊分野」の2分野は、平成23年度から、また、「演劇分野」及び「伝統芸能・大衆芸能分野」の2分野については、平成24年度から新たな審査・評価等の仕組みを試行的に導入。

さらに、平成25年度からは、芸術文化振興基金の運用益により行っている芸術文化振興基金事業にも対象を拡大。

1. プログラムディレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)等の配置

(1) PDの配置（4名）

- 音楽分野：1名（平成23年度～）
- 舞踊分野：1名（平成23年度～）
- 舞踊分野：1名（平成24年度～）
- 伝統芸能・大衆芸能分野：1名（平成24年度～）

(2) POの配置（14名）

- 音楽分野：3名（平成23年度～）
- 舞踊分野：3名（平成23年度～）
- 演劇分野：6名（平成24年度～）
- 伝統芸能・大衆芸能分野：2名（平成24年度～）

(3) 文化芸術活動調査員の配置（15名）

助成対象活動の公演調査を効率的に行うため、文化芸術活動調査員を各分野に配置。

- 音楽分野：7名【居住地：北海道、宮城、東京、兵庫、大分】
- 舞踊分野：4名【居住地：東京、静岡】
- 演劇分野：2名【居住地：岩手、大阪】
- 伝統芸能・大衆芸能分野：2名【居住地：東京】

(4) PD・POの勤務体制等

- 基金部に属する非常勤職員として、週2日程度勤務。
- 週1回は、各分野毎にPD・PO連絡会を開催し情報交換を行うとともに、毎月1回は全てのPD・POが集まってPD・PO合同連絡会議を開催。
 - 各分野の活動状況の報告と検討事項等について協議。

2. PD・POの主な取組内容

(1) 募集及び審査に関する企画立案

○助成に係る基本的な方向性及び審査基準案の作成（8月頃）

当該分野における助成事業の実績や課題等について調査・分析し、「助成に係る基本的な方向性」及び「審査基準案」を作成。

→ その審査基準案等を各専門委員会（8月開催）及び運営委員会（9月開催）に付議、説明。

注）日本芸術文化振興会では、芸術文化振興基金及び文化芸術振興費補助金による助成金の交付を適正に行うため、理事長の諮問機関として芸術文化振興基金運営委員会を設置。同運営委員会には、4つの部会を置き、さらにその下に13の専門委員会を設置し審査を実施。

○助成対象活動に関する調査・分析（12月～1月）

応募のあった助成対象活動に関して、活動内容や助成経費等について調査・分析。

→ その結果を各専門委員会（2月開催）、舞台芸術等部会（3月開催）及び運営委員会（3月開催）に付議、説明。

○助成対象活動の審査結果の分析等（3月）

採択理由や助成により期待される効果について整理・分析し、採択された助成対象団体との審査結果等に関する意見交換に活用。

(2) 公演調査及び事後評価の実施

○公演調査（現地調査）の実施

分野別に公演調査計画を策定し、文化芸術活動調査員も活用しつつ効率的に公演調査を実施。（可能な限り複数名で調査）

※平成24年度は、今後の事後評価を見据え、審査基準を踏まえた公演調査評価基準案を策定し公演調査を実施。

◇公演調査実施状況（平成24年度）

・トップレベルの舞台芸術創造事業は、概ね75%実施。

【音楽分野：約70%、舞踊分野100%、演劇分野約80%、伝統芸能・大衆芸能分野：約70%】

◇公演調査実施目標（平成25年度）

・トップレベルの舞台芸術創造事業は、各分野100%実施予定

・芸術文化振興基金事業は、各分野40%を目標

○事後評価の実施

活動終了後に助成対象団体から提出される助成対象活動実績報告書及び自己評価書並びに公演調査の評価をもとに事後評価を実施。

→ 平成24年度に事後評価案（評価の手法）を検討。これを踏まえて、平成24年度の活動のうち、一部の活動を対象として事後評価を試行し、平成25年6月の専門委員会及び9月の運営委員会で審議予定。
平成25年度のトップレベルの舞台芸術創造事業は、すべて評価対象。

(3) 助成対象団体との意見交換等

○助成対象団体との意見交換

あらゆる機会を通じてPD・POと助成対象団体等との意見交換を実施。
→ 採択となった助成対象団体と今後の活動等についてヒアリングを実施。
(5月～7月)

○その他の環境整備

PD・POの体制等を振興会のHPで紹介するとともに、助成対象団体等からの問い合わせに対応できるよう環境を整備。

3. 各分野における特徴と取組

(1) 演劇分野

・平成24年度「トップレベルの舞台芸術創造事業」(演劇)

助成件数：126件、助成金交付額：750百万円

- ・演劇分野は、他の分野と比較しても、創作初演が多く、新たな創造発信作品(活動)が多いことが特徴。
- ・平成24年度は、トップレベルの舞台芸術創造事業のうち約80%の活動について公演調査を実施。
- ・中核的団体・劇団等を中心に22団体と意見交換等を実施。また、意見交換等を行ったことにより、新たに「年間活動支援型」として採択された団体もある。
- ・対象経費(脚本料、演出料、出演料、稽古手当等)に団体によって格差が生じていることを踏まえ、スタンダード基準の作成が今後の課題。

(2) 伝統芸能・大衆芸能分野

・平成24年度「トップレベルの舞台芸術創造事業」(伝統芸能・大衆芸能)

助成件数：51件、助成金交付額：127百万円

- ・伝統芸能・大衆芸能分野の場合、公演演目は再演ものが多く、また、大衆芸能の場合は、時代の流行を取り入れた創作台本で演じられている公演が多くなりつつある傾向。
- ・平成24年度は、トップレベルの舞台芸術創造事業のうち約70%の活動について公演調査を実施。

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（抄） （平成23年2月8日閣議決定）

第2 文化芸術振興に関する重点施策

「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、重点的に取り組むべき施策の方向性（重点戦略）については、以下のとおりとする。

1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、以下の六つの重点戦略を強力に進める。

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字の一部を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。

これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

基本法の第3章に掲げる「文化芸術の振興に関する基本的施策」について、「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、国は、以下の施策を講ずる。

1. 文化芸術各分野の振興

文化芸術振興に関する施策を講ずるに当たっては、基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず、例示されていない分野についてもその対象とし、基本法における例示の有無により、その取扱いに差異を設けることなく取り組む。

(1) 芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、支援の在り方の抜本の見直しや新たな審査・評価等の仕組みの導入など、より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

- 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のーツカウ
ンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能
なところから試行的な取組を実施し、文化芸術活動の計画、実行、検証、改善（P
DCA）サイクルを確立する。

◎調査研究事業に係る予算措置

事項名：日本版アーツカウンシルの試行的導入（平成23年度～）

- 平成23年度予算額： 53百万円
- 平成24年度予算額： 86百万円
- 平成25年度予算額： 142百万円

○独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）

平成14年法律第163号

（振興会の目的）

第三条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第十四条第一項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十四条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
 - イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
 - ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

○独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書（抄）

平成15年10月1日

文部科学大臣認可

（運営委員会）

第四条 前条の助成金の交付を適正に行うため、振興会に芸術文化振興基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 振興会は、前条の規定により助成金を交付しようとする場合には、あらかじめ、交付対象の採択について運営委員会の議を経るものとする。
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて振興会の助成金の交付に係る業務に関し、運営方針その他重要な事項について調査審議する。
- 4 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

◎日本芸術文化振興会の助成事業

1 芸術文化振興基金による助成（平成2年度～）

○653億円（政府出資541億円・民間出捐金112億円）の運用益により助成

○平成25年度助成予定額：1,296百万円

2 文化芸術振興費補助金による助成（平成21年度～）

○文化庁からの補助金を受けての助成（「間接補助」）

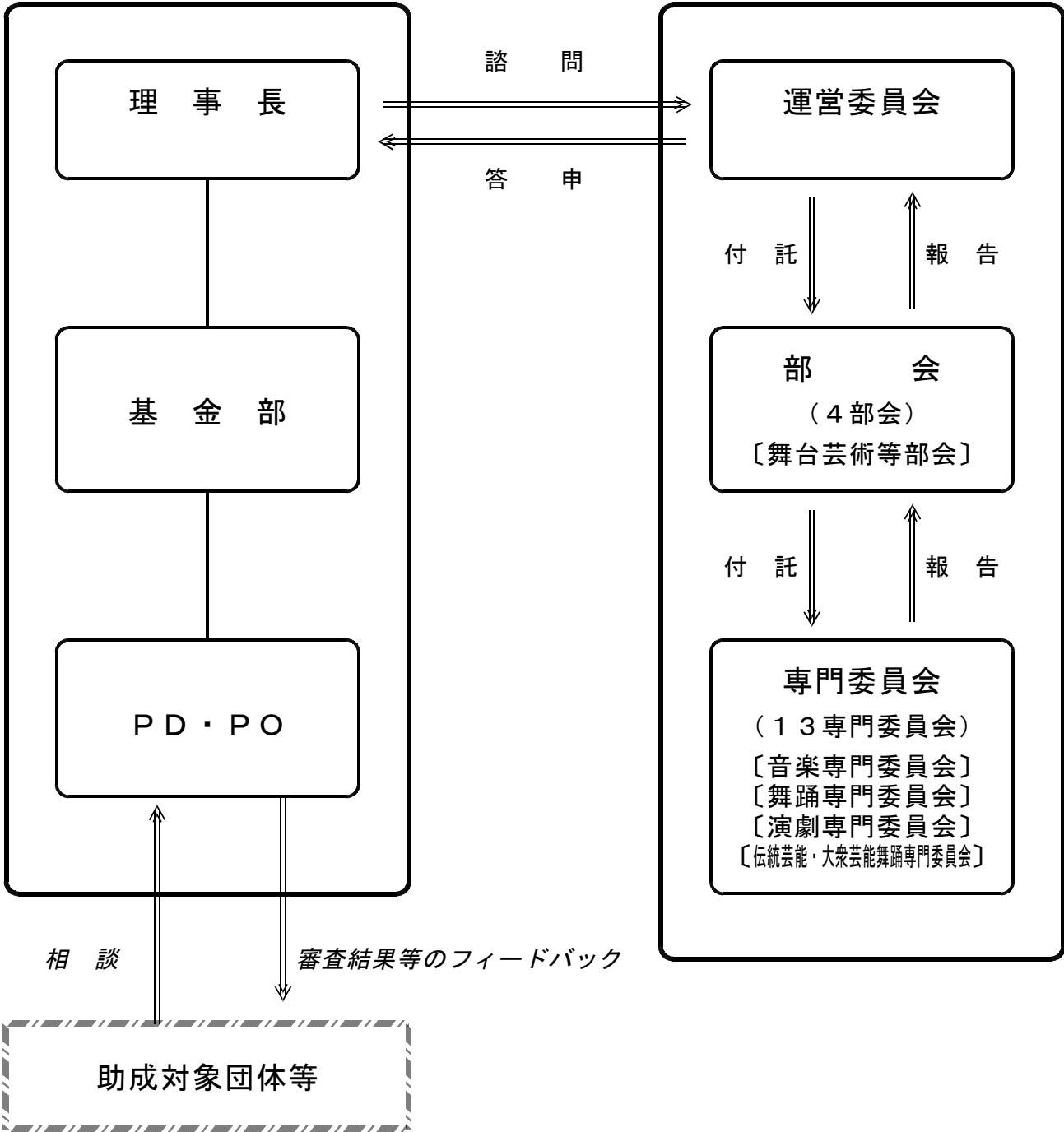
- ・トップレベルの舞台芸術創造事業
- ・映画創造活動支援事業

○平成25年度助成予定額：3,673百万円

〔
・トップレベルの舞台芸術創造事業 3,128百万円
・映画創造活動支援事業 545百万円
〕

PD・POの配置と助成金の審査体制

芸術文化振興基金運営委員会



新たな審査・評価等の仕組みの試行的導入スケジュール

区分	1年目 〔平成23年度〕	2年目 〔平成24年度〕	3年目 〔平成25年度〕	4年目 〔平成26年度〕	5年目以降 〔平成27年度〕
業務・取組内容等	審査基準等 ○審査基準の作成 ○助成対象活動の調査分析	→			→
	現地調査等	○公演調査の実施 ○助成対象団体との意見交換	→		→
	事後評価等	※事後評価の実施に向け準備	○事後評価の導入	○事後評価の本格的実施 ※事後評価の結果を翌年度事業へ反映	→
	調査研究			○助成成果の分析 ○分野の動向等調査	→
対象区分	補助金事業 音楽分野、舞踊分野【2分野】	→			→
		演劇分野、伝統芸能・大衆芸能分野【2分野】	→		→
	基金事業		上記補助金事業と同様【4分野】	→	→